



「国税関係帳簿書類のスキナ保存・データ保存」導入の完全ガイド

東京開催
5月29日
火

平成29年7月の通達改正により、領収書等のスマホ入力の運用が大幅に緩和!!

- ★経費精算の領収書をスマートフォンで撮影し保存する方法について
- ★法人税法、消費税法で規定されている法定帳簿書類とは
- ★国税関係帳簿書類のデータ保存・スキナ保存の検討方法から申請の仕方まで
- ★税務代理人が関与する従業員が5人以下の会社の場合のスキナ保存方法の特例について
- ★電子取引を行った場合の法的対応とこれからの電子取引の展望

国税関係帳簿書類のデータ保存・スキナ保存をすることにより、システムから出力される膨大な量の帳票や紙書類の保存に係る事務負担が解消され、経理業務の効率化、内部統制の強化が図られ、また税務調査時の対応業務も軽減されます。平成29年7月に改正された電子帳簿保存法取扱通達によりスマホの入力の運用が大幅に緩和され、スキナ保存の導入をする企業が急増しています。本セミナーでは国税関係帳簿書類のデータ保存・スキナ保存及び電子取引を行った場合の法的対応など、文書電子化の導入実務を詳細に解説します。

日時

平成30年5月29日(火) 10:00~17:00 (質疑応答を含む)

会場

鉄鋼ビルディング・カンファレンスルーム 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング(南館4階)

受講料

会員 29,000円 読者 34,000円 一般 39,000円 (テキスト、昼食代、書籍代、消費税を含む)

※無料クーポン適用対象セミナーです。必ず専用の申込書でお申込み下さい。

申込方法

申込書に記入の上FAXして下さい。受講票と請求書をお送りいたします。

※キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。代理の方のご出席もお受けいたします。当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。

講師紹介

税理士 袖山 喜久造 氏

平成24年税理士登録。SKJ総合税理士事務所所長。国税庁調査課、国税局調査部を含め15年間を大企業の法人税調査等事務に従事。大企業に対する電子帳簿保存法の審査指導担当の情報技術専門官を歴任。平成24年7月退職。同年11月千代田区神田淡路町で税理士開業。税務コンサルタントのほか、電子帳簿保存法関連のコンサルタントを行う。

主な著書に「『帳簿書類のデータ保存・スキナ保存』完全ガイド」「『マイナンバー制度と企業の実務』完全ガイド」(税務研究会)等がある。ファルクラム租税法研究会研究員。

申込先

税務研究会 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング
TEL.03-6777-3459 FAX.0120-67-2209

セミナー検索



《主なセミナー内容》

I 文書の電子化にあたって

1. 電子化の検討
2. 税務調査・会計監査の電子化
3. 税務コンプライアンスについて
4. 税務調査対策とは
5. 電子帳簿保存法適用法人の税務調査時の対応

II 文書電子化と今後の展望

1. 電子帳簿保存法の創設
2. 電子帳簿保存法の現状の問題点
3. 海外における文書電子化の状況
4. これからの文書管理

III 帳簿書類の保存義務

1. 法人税法で規定される帳簿書類
2. 消費税法で規定される帳簿書類
3. 源泉徴収に関する書類
4. 貿易関連帳簿書類等の保存

IV 電子帳簿保存法の概要

1. 電子帳簿保存法の趣旨
2. 用語の定義
3. 電子帳簿保存法の対象となる文書
4. 電磁的記録の保存媒体・保存形式
5. 電子帳票システムについて
6. 他の国税に関する法律の規定の適用

V 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存

1. システム・保存等に係る要件
2. 国税関係帳簿書類の申請対象期間
3. 訂正・削除の履歴の保存
4. 相互関連性の確保
5. 関係書類等の備付け

6. 見読可能性の確保

7. 検索機能の確保
8. データの保存方法

VI 国税関係書類のスキヤナ保存制度

1. e-文書法の施行
2. スキヤナ保存制度の創設
3. スキヤナ保存の要件緩和に至った経緯
4. 保存要件の厳格性
5. スキヤナ保存の検討
6. スキヤナ保存制度の規制緩和
7. スキヤナ保存の対象となる国税関係書類
8. スキヤナ保存の5要件
9. 真実性の確保
10. 見読可能性の確保
11. 関係書類の備付け
12. 相互関連性の確保
13. 検索機能の確保
14. 電子署名とタイムスタンプの仕組み

VII 国税関係帳簿書類の電子化の検討

1. 国税関係帳簿書類のデータ保存の検討
2. 国税関係書類のスキヤナ保存の検討

VIII 国税関係帳簿書類の電子化の導入事例

IX 電子取引に係る電磁的記録の保存義務

1. 電子取引に係る電磁的記録の保存義務
2. 他の法律への適用
3. 電子取引とは
4. 電子契約の形態
5. 電子取引に係る電磁的記録の保存方法
6. 電子契約サービスの今後の展望

No.120380 「『国税関係帳簿書類のスキヤナ保存・データ保存』導入の完全ガイド(5/29)」 **HP用**

有料セミナーFAX申込書

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|------|----------------|--|--|--|--|-----|------|--|
| お客様コード | | | | | | | | | | |
| 郵便番号 | 〒 | | 所在地 | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | TEL | | |
| 会社名 | | | | | | | | FAX | | |
| 参加者 | 部課名 | | | | | | | | | |
| | 氏名 | フリガナ | | | | | | | フリガナ | |
| | e-mail | | | | | | | | | |
| 支払い方法 (お選びください) | <input type="checkbox"/> 銀行振込(手数料はお客様負担) <input type="checkbox"/> 郵便振替 | | 申込担当者 部署・氏名 | | | | | | | |
| 通信欄 | | | | | | | | | | |

個人情報保護方針について：ご記入頂きました個人(法人)情報につきましては、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報を提供する以外の目的では利用いたしません。又、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。